

議案第88号

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

加西市長 中川暢三

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年加西市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは」を「又は構築物を構成する減価償却資産及び」に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(審議資料)

現在同条例により実施している固定資産税の不均一課税の対象に企業立地計画に資する事業に要する構築物にかかる固定資産税も対象とするもの。

不均一課税の対象に指定業種の用に供する構築物を加えることで、大規模ソーラーパネル等の製造に係る構築物等も対象とする。

政策等の形成過程説明資料

平成22年12月定例会

議案等 の件名	議案第88号 「加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」の一部を改正する条例	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例										
			その他()										
①【政策等を必要とする理由】 加西市は、従来の産業振興促進条例による奨励金制度に加え、加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例により、企業誘致に努めている。元来、企業立地促進法の基本計画の制定により不均一課税が可能なのは、土地、家屋、並びに構築物等の償却資産であるが、産業奨励金の対象たる償却資産は製造にかかるものに限定していたため減免対象に償却資産を含めていなかった。近年、構築物ではあるがソーラーパネルを設置することにより製造に資する償却資産が想定されるようになってきたため、減免対象に構築物等の償却資産を追加する。													
②【検討した他の政策等の内容】 従来どおり、産業奨励金で対応する。													
③【他の自治体の類似する政策との比較】 淡路市、南あわじ市等で構築物等の償却資産も対象としている。													
④【総合計画における位置づけ】 <table border="1"> <tr> <td>基本方向</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本計画</td> <td></td> </tr> </table> <input type="radio"/> その他の計画(該当する場合にのみ記載) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>				基本方向		基本計画		計画名称		策定期間		計画期間	
基本方向													
基本計画													
計画名称													
策定期間													
計画期間													
⑤【関連する法令及び条例、規則】 企業立地促進法													
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)													
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財										
0													
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入													
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】 製造にかかる構築物等の償却資産にかかる固定資産税													
⑧【市民参加の状況】 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)													
⑨【政策の効果予測】													
担当部局		担当課	添付資料の有無										
地域振興部		ふるさと営業課	有 <input checked="" type="radio"/> 無										